



H30第1回審議会
(H30/5/14) 資料1



30生環第83号
平成30年5月14日

長野市廃棄物減量等推進審議会
会長 松本 明人 様

長野市長 加藤 久雄



一般廃棄物（ごみ）処理手数料の改定について（諮問）

一般廃棄物（ごみ）処理手数料の適正な額について、長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第23条第2項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

諮問の趣旨

一般廃棄物（ごみ）処理手数料は、「行政サービスの利用者の負担に関する基準」により、3年ごとに見直しを実施しております。

現行の手数料は、平成31年3月31日をもって3年が経過することから、適正な手数料について、審議会の意見を求めるものです。

なお、平成31年3月から長野広域連合の新焼却施設が稼働し、可燃ごみは長野広域連合で処理することから、事業系可燃ごみ処理手数料は廃止となります。